

台風・大雨の被害該当地区の組合員の皆様へ

京都生活協同組合 共済事業部

前略 被害を受けられた組合員の皆様にお見舞い申し上げますとともに、1日も早く復旧されますよう祈念いたします。

さて、CO・OP共済《たすけあい》《あいぷらす》《ずっとあい》、CO・OP生命共済《新あいあい》、CO・OP火災共済にご加入の場合、共済金のお支払いができる場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

草々

記

商品名	ケガ入院	ケガ手術	ケガ通院	死亡	住宅災害
《たすけあい》	◎	○	○	◎	○
《あいぷらす》	○	○	×	◎	×
《新あいあい》	○	○	○	◎	×
《ずっとあい》終身生命	×	×	×	◎	×
《ずっとあい》終身医療	◎	◎	×	×	×

◎：加入コースに関わらず、保障が付帯されているもの ○：加入コースにより、保障の付帯有無が分かれるもの

×：加入コースに関わらず、保障が付帯されていないもの

おケガをされた場合

ケガの入院・手術・通院・死亡が対象になります。

* ご加入の商品・コースにより上記の保障が付帯されていない場合もございます。

詳しくはお手持ちの共済証書をご確認ください。

* 《新あいあい》のケガの通院については、5日以上通院があった場合にのみ対象となります。

住宅（建物）や家財の損壊があった場合

商品名	お問い合わせ対象となる損害	ご注意いただきたい事項
《たすけあい》 （「ジュニア20コース」は除きます）	被共済者の居住している住宅および家財の損害額が合計20万円以上になった場合	門、塀、垣根、カーポートなどの付属工作物の損害も損害額に含みます
CO・OP火災共済	建物の損害額が10万円を超える場合	門、塀、垣根その他の付属工作物および建物に付属する物置、納屋、車庫などの付属建物への損害は含みませんが、特別共済金をお支払いできる場合があります※
CO・OP火災共済+自然災害共済 【建物を共済目的とするご契約】	建物の損害額が10万円を超える場合	
CO・OP火災共済+自然災害共済 【家財を共済目的とするご契約】	建物が損害（損害程度は問いません）を受けたことにより、家財の損害額が10万円を超える場合	
共通	床上浸水した場合	

※ 住宅契約に20口以上加入しており、門、塀、垣根その他の付属工作物および建物に付属する物置、納屋、車庫その他の付属建物の損害額が10万円を超える場合、特別共済金をお支払いできる場合があります。

* CO・OP火災共済 風水害保障なしタイプにご加入の場合、風水害等にかかわる損害の保障はありませんので、支払対象外となります。

* CO・OP共済《たすけあい》とCO・OP火災共済は認定基準に相違がありますのでご注意ください。

* 実損害額を保障するものではありません。ご契約内容によりお支払い内容は異なります。詳しくはお問い合わせください。

《たすけあい》《あいぷらす》《新あいあい》《ずっとあい》にご加入の方

0120-55-9431 9時～18時（日曜日定休日）

火災共済、自然災害共済に加入の方⇒0120-6031-43

◆現在のご契約に関するお問い合わせ ⇒ ご用件番号【1】をご選択ください。

CO・OP火災共済コールセンター 9時～18時（日曜日定休日）

◆共済事故（住宅損害）の受付に関するご連絡 ⇒ ご用件番号【0】をご選択ください。

CO・OP火災共済事故受付センター 24時間365日受付可能